

幼児教育・保育の無償化のご案内 (新制度未移行幼稚園)

この案内書は、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を利用（又は利用を予定）する川口市在住の保護者の方を対象として「幼児教育・保育の無償化」の内容について掲載しているものです。

保護者の方が行う手続きについてもご案内していますので、内容をご確認のうえ、必要となる手続きを行ってください。



川口市無償化 HP
QRコード

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化の概要

お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じた認定（施設等利用給付認定）を受けた方が、幼稚園を利用した場合に負担する保育料等について、市から施設等利用費の支給を受けることができるものです。

(2) 施設等利用給付認定の区分と認定の基準

施設等利用給付認定は、お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じて3つに区分されており、認定基準は下表のとおりです。

預かり保育の利用を希望する場合は2号又は3号認定の申請になります。

認定区分	認定の基準
1号認定	次のすべてに該当する場合 ・認定希望日において、お子さんが満3歳に達している ・保育の必要性がない
2号認定	次のすべてに該当する場合 ・認定希望日において、お子さんが満3歳に達しており、最初の3月31日を経過している ・認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等）
3号認定	次のすべてに該当する場合 ・認定希望日において、お子さんが満3歳に達しているが、最初の3月31日を経過していない ・認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等） ・申請するお子さんが属する世帯が、市民税非課税世帯である

(3) 施設等利用費の支給内容

施設等利用費の支給額は右表のとおりです。なお、記載されている額は、1か月あたりの上限額であり、幼稚園が定める月額保育料や実際に保護者が負担した額等に応じて支給額を決定します。

また、通園送迎費、行事費、給食費等については、施設等利用費の支給対象とはなりません。

認定区分	保育料	預かり保育利用料
1号認定	25,700円	施設等利用費対象外
2号認定	25,700円	実際の利用日数×450円 ※上限額：11,300円
3号認定	25,700円	実際の利用日数×450円 ※上限額：16,300円

～2号及び3号認定のお子さんが幼稚園以外の施設・事業の利用した場合の施設等利用費について～
 幼稚園以外の施設や事業（認可外保育施設等）を利用しても、その費用については、利用する幼稚園が次の場合を除き、施設等利用費の対象とはなりませんのでご注意ください。

- 1 預かり保育を実施していない幼稚園である場合
- 2 預かり保育を実施しているが、その内容が、平日（夏休み等の長期休園期間を除く）の開園時間（教育時間＋預かり保育時間）が8時間未満である場合又は預かり保育の実施日が200日未満の幼稚園である場合

(4) 施設等利用費の支給方法

施設等利用費の支給方法については、下表のとおりです。

支給区分	支給方法	給付方法の説明
保育料	代理受領	保護者に支給する施設等利用費を、幼稚園が保護者に代わって請求を行ったうえで、代理で受領する方法になります。
預かり保育利用料	償還払い	保護者が幼稚園に対し、預かり保育利用料を全額支払った後に、保護者の請求により、市が保護者に施設等利用費を支給する方法になります。

2 施設等利用給付認定の申請手続きについて

(1) 施設等利用給付認定の申請に必要な書類

必要となる書類は、下表のとおりです。申請する認定区分によって異なりますのでご注意ください。なお、**申請書の提出先は、利用する幼稚園になります**ので、提出方法や期限等は幼稚園に確認してください。

認定区分	必要となる書類（提出する書類）
1号認定	1 施設等利用給付認定申請書
2号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類
3号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類 4 市民税非課税世帯であることを証する書類（非課税証明書等）

非課税証明書等の提出は、一定期間内に市外在住歴がある場合のみとなりますので、詳細は「施設等利用給付認定申請書」の記入項目6で確認してください。

2号認定又は3号認定を申請する場合は、保育の必要性の事由や家庭の状況に応じて提出する書類が異なります。下表の保護者や家庭の状況に応じて必要となる書類を提出してください。

■ 保育の必要性の事由を証する書類（※父母それぞれの書類が必要となります）

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労	就労状況証明書	※川口市所定の様式を使用してください。 ※1か月あたり64時間以上の就労が最低基準となります。 ※内職は就労と認めていません。 ※申請日から起算して3か月前までに発行されたものが有効です。 ※自営の方につきましては、左記の書類のほかに直近の確定申告に

次ページに続きます

就労	就労状況証明書	<p>係る確定申告書B第1表及び第2表控えの写し（税務署の受領印や、電子申告を受付した旨の記載のあるもの）を提出してください。（やむを得ない理由により提出できない場合は、次のア～オのいずれかの写しを提出してください。）</p> <p>ア 開業届 イ 営業許可証 ウ 請負契約書 エ 受注表 オ 事業の実施による継続的な営業収益がわかる書類</p> <p>※株式会社や合同会社等の法人代表の場合は、上記書類は必要ありませんので、就労状況証明書のみ提出してください。</p>
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	※母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されている部分のコピーを提出してください。
障害	障害者手帳の写し	※氏名や等級が記載されている部分のコピーを提出してください。
病気・怪我	診断書の写し	<p>※申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。</p> <p>※保護者の方が家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間の記載が必要です。</p>
同居親族の介護・看護	<p>介護・看護状況申告書及び次の①～④のいずれかの書類</p> <p>①診断書の写し ②入院計画書の写し ③介護保険被保険者証の写し ④障害者手帳の写し</p>	<p>※川口市所定の様式を使用してください。</p> <p>※1か月あたり64時間以上の介護・看護が最低基準となります。</p> <p>※①の診断書、②の入院計画書は、申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。</p> <p>※介護保険被保険者証は、認定が記載されている部分のコピーを提出してください。</p> <p>※障害者手帳は、氏名や等級が記載されている部分のコピーを提出してください。</p>
災害復旧	罹災証明書	※申請前に保育入所課にご相談ください。
求職活動	求職活動申告書	※川口市所定の様式を使用してください。
就学	在学証明書、時間割表及び卒業予定日を示す書類の写し	<p>※1か月あたり64時間以上の就学が最低基準となります。</p> <p>※通信教育は就学と認めていません。</p> <p>※在学証明書が提出できない場合は、学生証のコピーを提出してください。</p>
虐待やDVのおそれ	申立書及び公的機関が発行する証明書(保護命令書、保護証明書等)	※申請前に保育入所課にご相談ください。

■家庭の状況に応じて提出が必要となる書類（※該当する場合のみ提出が必要となります）

家庭の状況	必要となる書類	留意事項
母子・父子家庭である	戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の写し	<p>※申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。</p> <p>※手続き中等の理由により戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）を提出できない場合は「離婚届受理証明書」を提出してください。</p> <p>※現に同居している場合は、母子・父子家庭とは認められません。</p>
保護者が離婚を前提に別居している	離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し	※書類が提出できない場合は別居中と認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性を証する書類の提出が必要となります。
生活保護世帯である	生活保護受給者証の写し	

3 預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求について

(1) 預かり保育利用料に係る施設等利用費の流れ

預かり保育利用料に係る施設等利用費の支給については、利用保護者が、預かり保育利用料を幼稚園に支払をした後に、**保護者が幼稚園に請求書を提出**することになります。

預かり保育利用料に係る施設等利用費の支給については、下表のとおり年4回の支給としておりますので、請求月内に請求を行ってください。

なお、施設等利用費をまとめて請求する（例：第1期～第2期分を第2期の請求月（10月）に請求する）ことも可能です。※施設等利用給付を受ける権利の時効は2年です。

区分	預かり保育料支払月	川口市への請求月	支給予定月	支給方法
第1期	4月～6月	7月	8月	保護者が指定する口座に振込みます
第2期	7月～9月	10月	11月	
第3期	10月～12月	1月	2月	
第4期	1月～3月	4月	5月	

(2) 預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求方法

預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求書類については、下表のとおりです。提出方法や期限等は幼稚園に確認してください。

提出書類	<ol style="list-style-type: none">施設等利用費請求書（川口市所定の様式） ※請求書の様式は、幼稚園から受け取ってください。特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書（幼稚園が発行する書類）領収証の写し（幼稚園が発行する書類） ※上記の「特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書」に支払った（領収した）金額等の記載がある場合は、領収証の写しを省略することができます。
------	--

幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先
川口市子ども部保育入所課 保育係
電話：048-259-9043（直通）